地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の５及び第167条の11の規定により令和９年度及び令和10年度において、富良野市が発注する工事の請負及び工事に関する業務の委託等の契約に係る一般競争入札又は指名競争入札（以下「競争入札」という。）に参加しようとする者に必要な資格、資格審査の申請の時期、方法等について次のとおり定める。

令和８年11月24日

富良野市長　北　　猛　俊

第１　資　　格

１　基本的資格要件

富良野市が発注する契約に係る競争入札に参加できる者（以下「競争入札参加資格者」という。）は、政令第167条の４（政令167条の11第１項において準用する場合を含む。）の規定に基づき競争入札への参加を排除されている者であってはならない。

２　契約の種類による資格要件

（１）　工事の請負契約

①　工事の請負契約についての競争入札参加資格者は、次に掲げる要件を満たしているものとする。

ア　令和８年12月１日現在において建設業法（昭和24年法律第100号）による許可を受けている者で、許可を受けてから２年以上その事業を営んでいること。

イ　建設業法第27条の23第１項の規定に基づき、国土交通大臣又は、都道府県知事が行う経営に関する客観的事項の審査を受けていること。なお、その審査基準日が令和８年12月１日以降であること。

ウ　健康保険、厚生年金保険及び雇用保険のすべてにおいて、加入若しくは適用除外であること。

②　工事の請負契約のうち、次の表に掲げる種類の契約についての競争入札参加資格者は、工事の種類に応じ、次に掲げる事項について行った審査の結果により算出した総合数値を勘案して、同表に掲げる工事予定価格に対応する等級に格付されるものとする。

ア　客観的審査事項

建設業法第27条の23第３項の規定による項目及び基準とする。

イ　主観的審査事項

ａ　工事施行成績

ｂ　工事実績額

ｃ　工事契約件数

（等級区分に応ずる予定価格）

種類＼等級	A		B	C
	Ａ１	Ａ２		
土木工事	2,000万円以上	1,000万円以上	1,000万円以上 2,000万円未満	1,000万円未満
建築工事	3,000万円以上		1,500万円以上 3,000万円未満	1,500万円未満
とび・土工、舗装工事	2,000万円以上		1,000万円以上 2,000万円未満	1,000万円未満
管、水道工事	800万円以上		300万円以上 800万円未満	300万円未満
造園工事	300万円以上		100万円以上 300万円未満	100万円未満
電気、通信工事	800万円以上		300万円以上 800万円未満	300万円未満
その他	3,000万円以上		500万円以上 3,000万円未満	500万円未満

（２）設計・測量等に係る契約

① 設計・測量等に係る契約についての競争入札参加資格者は次に掲げる要件を満たしているものとする。

ア 建築物の設計に係るものについては、建築士法（昭和25年法律第202号）による一級建築士事務所又は二級建築士事務所についての登録を受けたものであること。ただし、建築設備のみの設計を業とするものは、この限りでない。

イ 測量に係るものについては、測量法（昭和 24 年法律第 188 号）による登録を受けたものであること。

ウ 令和８年12月１日現在において引き続き１年以上その事業を営んでいること。

エ 令和８年１月１日から令和８年12月31日までの間に売上高を有していること。

オ 従業員が２人以上であること。

（３）除排雪に係る委託業務、建設工事等に関する物品購入（建設資材含む）に係る契約

① 除排雪に係る委託業務、建設工事等に関する物品購入（建設資材含む）に係る契約についての競争入札参加資格者は次に掲げる要件を満たしているものとする。

ア 法令等に基づく登録等がある場合は、それに基づくこと。

イ　令和８年12月１日現在において引き続き１年以上その事業を営んでいること。
ウ　令和８年１月１日から令和８年12月31日までの間に売上高を有していること。

３　資格要件の特例（建設工事は除く）

中小企業等協同組合法（昭和24年法律第181号）、中小企業団体の組織に関する法律（昭和32年法律第185号）又は商店街振興組合法（昭和37年法律第141号）の規定に基づき設立された組合又は連合会（以下「中小企業組合等」という。）が、次のいずれかに該当するときは、資格の種類ごとの要件のうち、営業年数に係る資格要件は適用しない。

また、次の(1)に該当する場合は、資格の種類ごとの要件のうち事業に係る売上高、実績等にあっては、当該組合と組合員（組合が指定する組合員）の合計値とすることができる。

（１）　経済産業局長が行う官公需適格組合の証明を有するとき。
（２）　企業組合及び協業組合等にあっては、設立の際に資格を有する者であるものが構成員の過半数を占めているとき。

中小企業組合等の構成員（組合員）が富良野市内に本社又は事業所等を設置している業者等である場合で、個々の構成員の営業年数や事業に係る売上高、実績等がある場合は、上記資格要件を満たすと認める。

４　資格の有効期間

（１）工事・設計等

資格の有効期間は、令和９年４月１日から令和11年３月31日までとする。

（２）除排雪に係る委託業務、建設工事等に関する物品購入（建設資材含む）等

資格の有効期間は、令和９年４月１日から令和10年３月31日までとする。

第２　資 格 の 消 滅

競争入札参加資格者が次の各号のいずれかに該当したときは、当該競争入札参加資格者の資格は消滅するものとする。

（１）　政令第167条の４第１項に規定する者になったとき。
（２）　政令第167条の４第２項の規定に基づき競争入札への参加を排除されたとき。
（３）　営業に関し、法令の規定による許可、免許、登録等を要する場合において、当該許可、免許、登録等を取り消されたとき。
（４）　その他第１の２に定める資格要件のいずれかを欠くに至ったとき。

第３　資格審査の申請の時期及び方法

１　申　請　時　期

（１）令和８年12月10日（木）から令和９年１月29日（金）までとする。
（２）共同企業体に係る申請時期は、当該企業体が結成されたときとする。
（３）経済産業局長が行う官公需適格組合の証明を受けた中小企業等協同組合又は協業組合は、（１）に定める時期及び当該証明を受けた時とする。

（４）設立の際の構成員の過半数が資格を有する者である企業組合又は協業組合は、（１）に定める時期及び当該企業組合又は協業組合が設立された時とする。
（５）特に市長が必要と認めた者に係る申請時期は、市長の指定する日とする。
（６）上記（１）の定期受付終了後は、随時受付とする。
（７）審査結果は、３月下旬頃に富良野市のホームページにて公表予定。

２　申 請 の 方 法

ア　建設工事・設計測量等（建設工事及び建設工事に係る設計委託のみ対象）
北海道市町村入札参加資格共同審査システムによる電子申請

・ 申請先
一般財団法人北海道建設技術センター
ポータルサイトURL https://www.hoctec.info/kyoshin/

・ 問い合わせ先
一般財団法人北海道建設技術センター
電話 (011)733-2322　E-mail kyoshin@hoctec.or.jp

イ　上記以外の申請（除排雪に係る委託業務、建設工事等に関する物品購入、除雪車等に関する業務）
電子メールでの申請

・申請先
富良野市財政課
zaisei-ka@city.furano.hokkaido.jp（富良野市財政課）

３　資格審査の再申請

競争入札参加資格者の営業が相続、合併又は譲渡により移転された場合は、再度資格審査の申請をするものとする。

中小企業等協同組合（企業組合を除く）である資格を有する者でその構成員（資格を有する者であるものに限る）を変更した場合、企業組合又は協業組合である資格を有する者でその構成員を変更した場合は、再度資格審査の申請をするものとする。

４　変更事項の届出（アまたはイの各申請先の申請方法にて届出）

登録後、申請内容に変更があったとき、または建設業の許可および経営事項審査に変更・更新があったときは、速やかに、変更届を提出するものとする。